

(参考)景品表示法及び平成26年改正の概要

令和3年6月10日

消費者庁

景品表示法の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している。

景品表示法第5条(不当な表示の禁止)

優良誤認
(5条1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制(7条2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる。

有利誤認
(5条2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
(5条3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

景品表示法第4条(景品類の制限及び禁止)

総付制限告示(昭和52年告示第5号)

総付景品 = 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

懸賞制限告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品

一般懸賞

= 商品の購入者等に対し、くじなどの偶然性、特定行為の優劣等によって提供する景品類

取引価額	景品類限度額(①、②両方の限度内)	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	懸賞に係る売上予定総額の2%

共同懸賞

= 一定地域の同業者や商店街が共同実施

景品類限度額(①、②両方の限度内)	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

カード合わせ

= 異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞

⇒ 全面禁止

業種別景品告示

①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

平成26年の景品表示法改正

問題の所在

【事業者のコンプライアンス意識の欠如】

【景品表示法の趣旨・内容の不徹底】

【行政の監視指導態勢の問題】

悪質な事案に対する措置が不十分ではないか。

国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれ

I 事業者のコンプライアンス体制の確立 (P3参照)

施行日:平成26年12月1日
施行状況検討:令和元年12月1日～

○事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第26条関係)

- ・表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
- ・事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする

II 監視指導態勢の強化 (P4参照)

施行日:平成26年12月1日
施行状況検討:令和元年12月1日～

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第33条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任
⇒ **[調査権限]**

不当表示規制の抑止力を高める必要

III 課徴金制度の導入 (P5、P6参照)

施行日:平成28年4月1日
施行状況検討:令和3年4月1日～

○権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第33条関係)

- ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
⇒ **[措置命令権限]**
[合理的根拠提出要求権限]

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の概要

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講じる必要があります。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発

2 法令遵守の方針等の明確化

3 表示等に関する情報の確認

4 表示等に関する情報の共有

5 表示等を管理するための担当者等を定めること

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

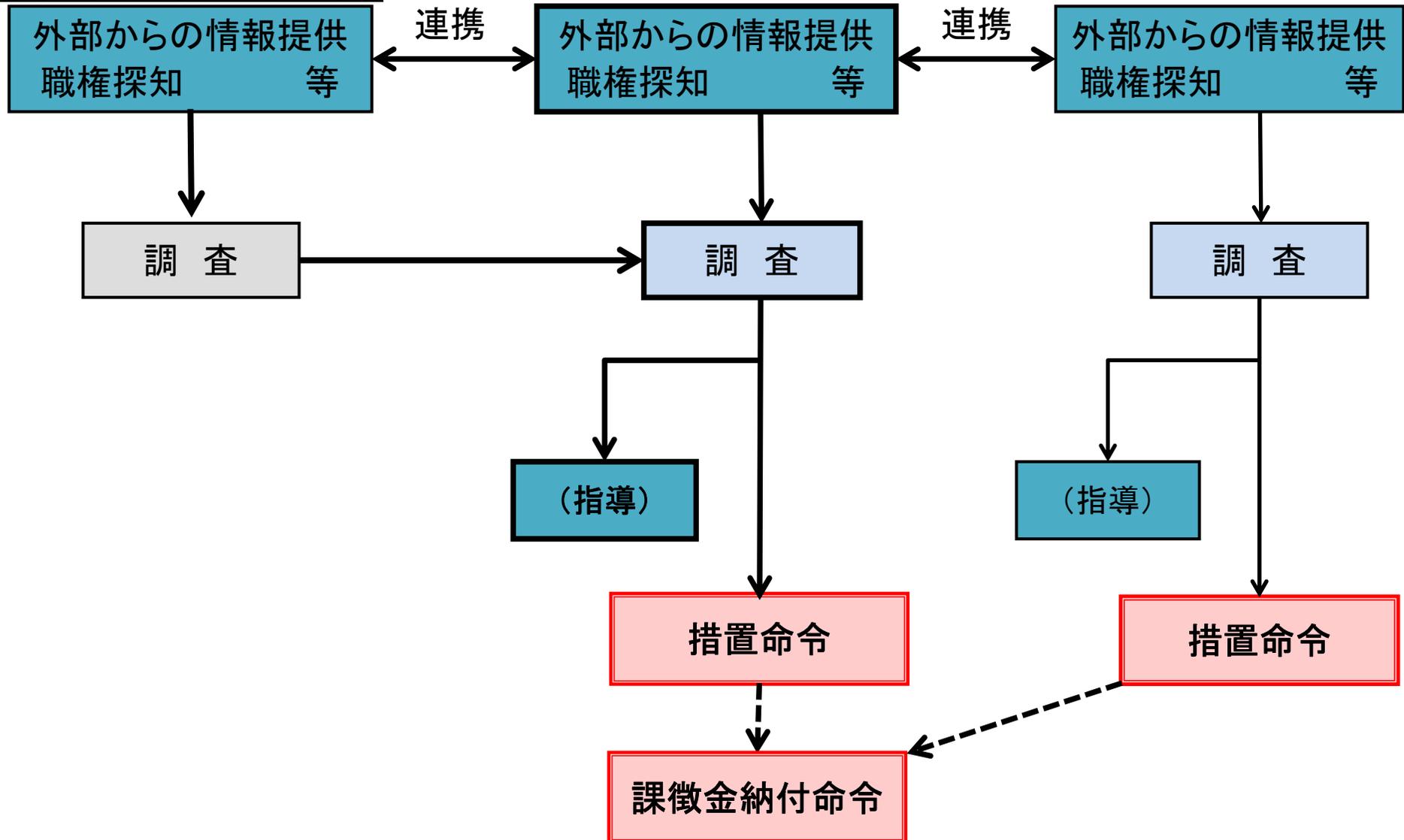
景品表示法違反の事件処理手続(平成28年4月1日以降)

【公正取引委員会】

【事業所管大臣等】

【消費者庁】

【都道府県知事】



(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

課徴金制度の概要

課徴金納付命令 (第8条)

- ・**対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。
不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と**推定**して課徴金を賦課する。
- ・**課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に**3%**を乗じる。
- ・**対象期間**：**3年間**を上限とする。
- ・**主観的要素**：違反事業者が**相当の注意を怠った者でない**と認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・**規模基準**：課徴金額が**150万円未満**となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、**課徴金額の2分の1**を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から**5年**を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、**弁明の機会を付与**する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、**課徴金を命じない又は減額**する。

※返金措置 = **対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者**からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の**購入額に3%を乗じた額**以上の金銭を交付する措置。

1： 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、**実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定**を受ける。

2： 返金措置の実施

事業者は、**実施予定返金措置計画に沿って返金措置**を実施する。

3： 報告期限までに報告

返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

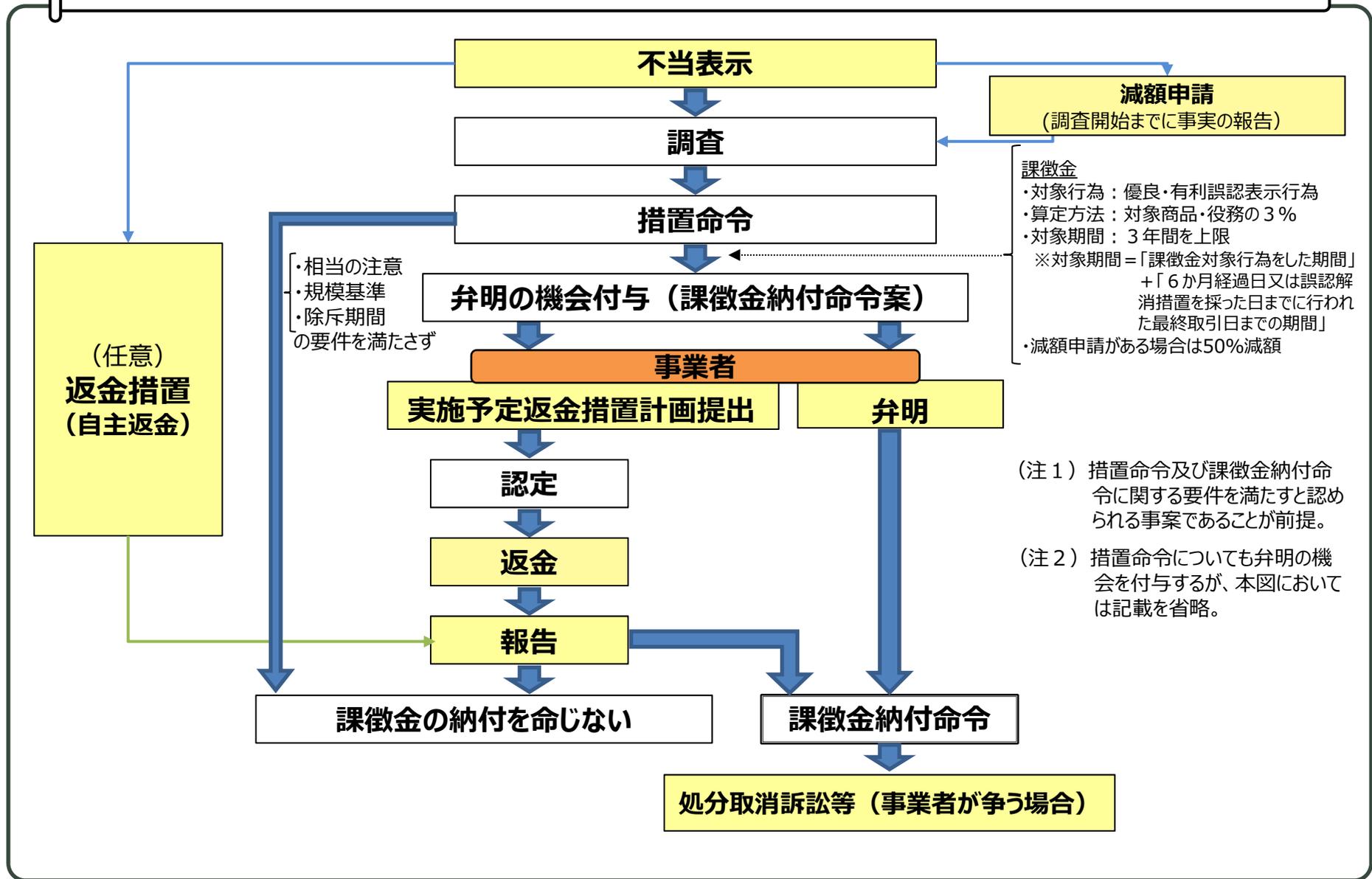
返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日等 (附則第1条・第4条)

公布日(平成26年11月27日)から1年6月以内に施行→**平成28年4月1日**
施行後5年(令和3年4月1日)を経過した場合、施行状況について検討

(参考図) 課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ (イメージ)



景品表示法の執行状況(令和3年3月31日現在)

年度		平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和1 (2019)	令和2 (2020)	合計	年度		
国	措置命令 (※1)	12	20	28	37	45	30	13	27	50	46	40	33	381	措置命令 (※1)	国	
	課徴金 納付命令 (※2)								1	19	20	17	15	72			課徴金 納付命令 (※2)
都道府県等(※3)		26	36	22	29	64	3	3	1	8	9	15	8	指示 180	措置命令 44	都道府県等(※3)	
北海道		1	2	3	1	36				1				43	1	北海道	
青森														0	0	青森	
岩手														0	0	岩手	
宮城														0	0	宮城	
秋田														0	0	秋田	
山形														0	0	山形	
福島														0	0	福島	
茨城			1	1	2							1		4	1	茨城	
栃木		1	6	1	2					1				10	1	栃木	
群馬						1								1	0	群馬	
埼玉				4	9	11	1	1				4	4	25	9	埼玉	
千葉		1	1		1									3	0	千葉	
東京		12	12	3	6	3	2			1	2	2	2	38	7	東京	
神奈川				2	1									3	0	神奈川	
新潟			3			1								4	0	新潟	
富山														0	0	富山	
石川														0	0	石川	
福井														0	0	福井	
山梨														0	0	山梨	
長野										1				0	1	長野	
岐阜		1	1			1			1				1	3	2	岐阜	
静岡		1	1	1	3	2			1	2	1			8	4	静岡	
愛知				1		2								3	0	愛知	
三重														0	0	三重	
滋賀														0	0	滋賀	
京都		1		1	1									3	0	京都	
大阪			1								6	6	1	1	13	大阪	
兵庫		2								1				2	1	兵庫	
奈良						2								2	0	奈良	
和歌山			2		2	1								5	0	和歌山	
鳥取														0	0	鳥取	
島根			2											2	0	島根	
岡山												1		0	1	岡山	
広島									1					0	1	広島	
山口						3								3	0	山口	
徳島		1	1			1								3	0	徳島	
香川														0	0	香川	
愛媛		1		1										2	0	愛媛	
高知		2												2	0	高知	
福岡			1		1					1				2	1	福岡	
佐賀			1											1	0	佐賀	
長崎														0	0	長崎	
熊本		2												2	0	熊本	
大分				3										3	0	大分	
宮崎				1										1	0	宮崎	
鹿児島												1		0	1	鹿児島	
沖縄			1											1	0	沖縄	

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。
 ※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。
 ※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)(市町村の措置件数も含む。)
 ※4 法的措置件数は措置時点の件数(平成29年度の課徴金納付命令1件は平成30年12月21日に、平成30年度の国の措置命令1件は令和2年5月15日に取り消されている。)